和　解　条　項

1　控訴人は，平成２７年度から，名古屋医専の別紙平成２５年度「学費返金に関する規定」について，以下の内容の改正をする。

(1)　第４条１項を次のとおり改める。

「納入後の学費は，次の①，②及び③に掲げる者がそれぞれ①，②及び③に定める日までに入学辞退を申し出，かつ，返金手続を行った場合に限り，返金する。

①　専願でのＡＯ入試，専願での推薦入試，専願での一般・社会人入試その他専願を資格要件とする入学試験に合格したことによって入学を許可された者　当該者の入学年度の当該学科に係る一般・社会人入試の２次募集の受付締切日

②　編入学入試に合格して入学を許可された者　当該者が入学する年の２月１日

③　①及び②以外の一般・社会人入試によって入学を許可された者　当該者が入学する年の３月３１日」

(2)　第４条２項２行目の「３月３１日」を「１項①，②及び③に掲げる者につき，それぞれ①，②及び③に定める日」に改める。

2　控訴人は，名古屋医専の平成２７年度以降の学生募集について，前項による改正後の「学費返金に関する規定」を適用する。

3　控訴人は，名古屋医専の平成２６年度の学生募集に係る納入後の学費の返金について，第１項による改正前の「学費返金に関する規定」にかかわらず，第１項による改正後の「学費返金に関する規定」によるのと同一の取扱いをするものとする。

4　控訴人は，平成２６年４月３０日限り，第１項による改正前の「学費返金に関する規定」中，第４条１項但書きに基づいて作成された書面及び電子データ類を破棄する。

5　被控訴人はその余の請求を放棄する。

6　控訴人及び被控訴人は，控訴人と被控訴人との間には，本件に関し，本和解条項に定めるもののほか，何らの債権債務のないことを相互に確認する。

7　訴訟費用は，第１，２審を通じ，各自の負担とする。

以　上

（別紙）

学費返金に関する規定

（目　的）

第１条　この規定は、名古屋医専学則（以下「学則」という。）第２８条２項の規定に基づき、学費返金について必要な事項を定めるものとする。

（入学金）

第２条　入学金はいかなる理由があっても返金しない。

（学　費）

第３条　返金する学費は、授業料、教育充実費、施設・設備維持費、教材費・実習費とする。

（新入生に関する返金）

第４条　納入後の学費は、定められた期日までに入学辞退を申し出、かつ返金手続を行った場合に限り返金する。ただし、ＡＯ入試・推薦入試・専願入試によって入学を許可された場合は返金しない。

２．入学辞退における学費返金を申し出る場合は、入学相談室宛以下の書類を入学者本人が、３月３１日までに提出するものとする。（郵送の場合は当日の消印有効）

提出書類

（１）入学辞退書（書式任意）

届出日・本人氏名・生年月日・学籍番号・入学辞退理由・保証人氏名・住所・連絡先電話番号を必ず自筆で記入・捺印のこと

（２）学校発行の入学許可証（写し）

（３）納付金振込証明（写し）

（４）返却依頼書（学校所定用紙）

なお、上記期限が過ぎた者は返金しない。

（進級生に関する返金）

第５条　納入後の学費は返金しない。

２．進級辞退における学費返金を申し出る場合は、管理部宛以下の書類を学生本人が３月１日までに提出するものとする。（郵送の場合は当日の消印有効）

提出書類

（１）進級辞退理由書（書式任意）

届出日・本人氏名・生年月日・学籍番号・進級辞退理由・保証人氏名・住所・連絡先電話番号を必ず自筆で記入・捺印のこと

（２）納付金振込証明（写し）

（３）返却依頼書（学校所定用紙）

なお、上記期限が過ぎた者は返金しない。

（返金方法）

第６条　返金方法は指定口座への振込とする。

付　則

この規定は、平成２０年４月１日から施行する。

付　則

この規定は、平成２１年４月１日から施行する。

付　則

この規定は、平成２２年４月１日から施行する。

付　則

この規定は、平成２４年４月１日から施行する。

付　則

この規定は、平成２５年４月１日から施行する